

2020新春経営トップセミナーを開催

テーマ：「無印良品は仕組みが9割～赤字38億円から
V字回復させた「仕組みづくり」～」

講師：株式会社松井オフィス
代表取締役社長 松井 忠三 氏



〔トップセミナーの様子〕



〔講師の松井社長〕

新年賀詞交歓会に先立ち、地方創生の担い手である県内の中小企業・小規模事業者が今後進むべき方向を考える契機とするため、株式会社良品計画前会長(現：株式会社松井オフィス代表取締役社長)松井忠三氏を講師に迎えたセミナーを開催し、会

員組合の役職員等139名が出席しました。

順風満帆に成長を遂げてきた無印良品を扱う(株)良品計画が赤字に転落した際に社長に就任した松井氏は、従来の手法や経験主義の

管理体制から脱却できないことが業績悪化の原因であるとし、赤字からの業績回復のため、「経験主義からマニュアル化・見える化に、企画主義から実行主義に変革することを実施した。そして店舗の出店から撤退、運營業務全般に至るまで基準やマニュアルを作成し、標準ルールを示すことで実行力を上げ、各店舗では実務の進歩を確認できるシステムを構築し、また、社風を作り上げるため、挨拶の徹底、定時退勤、ワークスタイル改変を実行した。特に挨拶の徹底では自分が率先して出社する全社員に挨拶を行ったことを紹介し、社風を変えようということはトップ自らの覚悟と行動、そしてその継続が必須である。」と締め括りました。

出席者は熱心に聴講し、大変有意義なセミナーとなりました。

令和元年度補正予算案及び令和2年度当初 予算案について(地域・中小企業・小規模事業者関係) ～中小企業庁～

政府は、令和元年度補正予算案(12月5日閣議決定)及び令和2年度当初予算案(12月20日閣議決定)を第201回通常国会に提出しています。

この中で、中小企業・小規模事業者に関して、「①事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」、「②生産性向上・デジタル化」、「③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」、「④経営の下支え、事業環境の整備」、「⑤災害からの復旧・復興、強靱化」に対して重点的に取り組むこととされています。今回、両予算に盛り込まれている中小企業・小規模事業者に対する支援施策の一部について掲載します。

中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正)(独立行政法人中小企業基盤整備機構に措置予定)

働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入などの相次ぐ制度変更に対応する必要があるため、生産性向上を継続的に支援します。通年で公募し、複数の締め切りを設けることで、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施できることが可能になります。また、当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援することとしています。

◆ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

対象者

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)策定・実施する中小企業・小規模事業者

要件①：付加価値額 年率3%以上

要件②：給与支払総額 年率1.5%以上

要件③：事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

補助額、補助率

事業類型	補助上限	概要	補助率
一般型	1,000万円	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	中小企業1/2 小規模事業者2/3
グローバル展開型	3,000万円	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ	中小企業1/2 小規模事業者2/3
ビジネスモデル構築型	1億円	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助	定額

なお、令和2年度当初予算の「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」については、連携体を対象としていますので、中小企業庁HPをご覧ください。

◆IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上につながるITツール導入を支援

補助対象 バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などのためのITツール導入

補助額 30万円~450万円

補助率 1/2

※事業計画期間において、「給与支給総額は年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件(一部事業者は加点要件)とします。

◆持続化補助金(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

補助対象 店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など

補助額 ~50万円

補助率 2/3

※事業計画期間において、「給与支給総額は年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件とします。

■その他

今後、事業の公募が開始されましたら、本会ホームページ等でご紹介させていただきます。

令和2年度税制改正において措置予定の特例措置について

中小企業・小規模事業者関係税制(抜粋)
~中小企業庁~

中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置。

改正概要 ○適用期限を2年間延長(令和3年度末まで)

○適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。

中小法人の交際費課税の特例措置の延長

法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。

改正概要 ○適用期限を2年間延長(令和3年度末まで)